

宮城県社会人バスケットボール連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、「宮城県社会人バスケットボール連盟」と称す。

(加盟義務)

第2条 本連盟は、一般社団法人宮城県バスケットボール協会の社会人を代表する唯一の団体として、一般社団法人宮城県バスケットボール協会に加盟する。

(遵守義務)

第3条 JBA の定款、基本規程及びこれに付随する諸規程ならびに国際バスケットボール連盟（以下「FIBA」という）及びFIBA ASIA の諸規程ならびにスポーツ仲裁機構（以下「CSA」という）及び一般社団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という）の仲裁関連規則のほか、JBA、FIBA、FIBA ASIA、CAS、及びJSAA の指示、指令、命令、決定ならびに裁定等を遵守する義務を負う。

(目的)

第4条 本連盟は、宮城県における社会人バスケットボール競技界を統括し、宮城県内のバスケットボールの普及及び振興を図り、バスケットボールを通じて、宮城県民の心身の健全な発達に寄与する。

(事業)

第5条 本連盟は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) バスケットボール競技会の主催及び後援
- (2) 一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟及び一般社団法人宮城県バスケットボール協会の事業への参加
- (3) 各種バスケットボール大会等への代表派遣
- (4) その他、本連盟の目的達成のための事業

第2章 組織

(連盟員)

第6条 本連盟は宮城県内に在住する社会人で、連盟の目的・趣旨に賛同する者と加盟チームで組織する。

(チーム加盟・競技者登録)

第7条 一般社団法人宮城県バスケットボール協会及び当連盟の実施する事業に参加するチーム及び競技者は、一般社団法人宮城県バスケットボール協会及び当連盟にチーム加盟及び競技者登録をしなければならない。

- 2 本連盟に加盟するチーム（以下「加盟チーム」という）及び本連盟に登録する競技者は、別に定める加盟・登録に関する規定を守らなければならない。
- 3 加盟チームは、別に定めるチーム加盟料を毎年度納入しなければならない。

第3章 役員・委員会

(役員及び定数)

第8条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
理事(地域担当)	1名
理事(オープン担当)	1名
理事(エンジョイ担当)	1名
監事	2名

(委員会)

第9条 本連盟に次の委員会を置く。

総務委員会 財務委員会 競技委員会 審判委員会

(役員・委員の任務)

第10条 役員・委員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本連盟を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事長は本連盟な各種催しものを運営遂行するものとする。
- (4) 各担当は担当する競技について運営遂行するものとする。
- (5) 理事は理事会を組織し、総会の議決にもとづいて業務を遂行する。
- (6) 監事は本連盟の会計を監査する。
- (7) 委員は各委員会に所属し、それぞれの会務に当たる。

(役員・委員の選出)

第11条 役員・委員の選出は次の手順による。

- (1) 会長、副会長、理事長、担当、監事は理事会で選出し、総会で承認される。
- (2) 理事は加盟チーム及び連盟の趣旨・目的に賛同する者を代表するものとし、総会で選出する。
- (3) 委員は加盟チーム及び連盟の趣旨・目的に賛同する者の中から、理事会で選出する。理事は委員を兼任することができる。

(役員・委員の任期)

第12条 役員・委員の任期は2年とし、就任時において満70歳未満でなければならない。ただし、再任を妨げない。また、補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(種別)

第13条 本連盟の会議は、総会と理事会とする。

- 2 総会は8条で定める役員及び加盟チームの代表者で構成する。
- 3 理事会は8条で定める役員で構成する。

(機能等)

第14条 総会は次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 規約の改正
- (4) 役員を選出
- (5) その他重要事項

2 理事会は総会で議決された事項の執行について審議し、また総会への付議事項について調整する。

3 各会議は、過半数の出席で成立し、出席者の過半数で議決する。

(召集)

第15条 総会は毎年度1回会長が召集し、会長が会議の議長に当たる。

2 理事会は必要に応じて会長が召集し、理事長が会議の議長に当たる。

第5章 会計

(経費の構成)

第16条 本連盟の経費は、加盟チーム登録費、大会参加費及び事業収入、補助金、協賛金、その他とする。

(会計年度)

第17条 本連盟の会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。

第6章 補則

(細則)

第18条 本連盟を運営するための細則は、その都度理事会において定めることができる。

(規約改正)

第19条 本規約は理事会の議決がなければ改正することができない。

附 則 本規約は平成29年12月17日から施行する。